

# 事務事業概要書

部名	くらし安心部	課かい名	防災対策課
事務事業名	危機管理体制強化推進事業		

事業概要	<p>茅ヶ崎市危機管理指針に基づき、職員が自らの業務遂行の際に生じうるリスクを理解したうえで、危機事態が生じたときの初動対応が的確に行えるようにするため、職員の危機管理意識の啓発を図るとともに、必要に応じて、各種会議を開催し、情報の共有を図ります。</p> <p>また、危機管理に関する組織的強化とその体制の充実に関する検討を実施します。</p>
------	---

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

# 事務事業概要書

部名	くらし安心部	課かい名	防災対策課
事務事業名	地域防災計画推進事業		

事業概要	<p>災害時の予防対策から復旧・復興対策に対して実効性の高い計画やマニュアルを作成することで防災関係機関が適時的確に行動することができるよう、災害対策基本法、防災基本計画等の修正を踏まえた地域防災計画等の修正を行います。</p> <p>その他、災害時に市職員が適切に行動ができるよう計画・マニュアルを周知するほか、理解促進につながる職員研修について検討を進めます。</p>
------	--

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・災害対策基本法 (市町村防災会議)</p> <p>第十六条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。</p> <p>・強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法 (国土強靭化地域計画)</p> <p>第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靭化地域計画」という。）を、国土強靭化地域計画以外の国土強靭化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。</p>

# 事務事業概要書

部名	くらし安心部	課かい名	防災対策課
事務事業名	災害対策本部機能強化事業		

事業概要	<p>大規模災害時における職員の応急対策活動の能力向上を図るため、各種訓練を実施します。訓練の実施結果を検証して、訓練上生じた課題を改善し、各マニュアルに反映します。</p> <p>また、応急対策活動などにおける活動内容の見直しや業務資源の確保等の取り組みを着実に推進し、業務継続体制の継続的な向上を図ります。</p>
------	---

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>災害対策基本法 (市町村災害対策本部)</p> <p>第二十三条の二 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。</p> <p>2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。</p> <p>3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。</p> <p>4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。</li> <li>二 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿つて災害予防及び災害応急対策を実施すること。</li> </ul> <p>5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。</p> <p>6 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。</p> <p>7 前条第七項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。</p> <p>8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。</p> <p>(防災訓練義務)</p> <p>第四十八条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行なわなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 災害予防責任者の属する機関の職員その他の従業員又は災害予防責任者の使用者その他の従業者は、防災計画及び災害予防責任者の定めるところにより、第一項の防災訓練に参加しなければならない。</p> <p>4 災害予防責任者は、第一項の防災訓練を行おうとするときは、住民その他関係のある公私の団体に協力を求めることができる。</p>

# 事務事業概要書

部名	くらし安心部	課かい名	防災対策課
事務事業名	災害対策本部情報受伝達事業		

事業概要	<p>災害時において、市と避難所または関係機関との情報を伝達・共有する手段を適切に維持管理するとともに、職員等が機器を適切に運用できるよう、訓練及び研修を実施します。</p> <p>また、情報伝達のあり方や環境整備について継続的に検討を行います。</p>
------	---

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>○災害対策基本法 (情報の収集及び伝達等)</p> <p>第五十一条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者(以下「災害応急対策責任者」という。)は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない。</p> <p>2 災害応急対策責任者は、前項の災害に関する情報の収集及び伝達に当たつては、地理空間情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項に規定する地理空間情報をいう。)の活用に努めなければならない。</p> <p>3 災害応急対策責任者は、災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対策の実施に努めなければならない。</p>

# 事務事業概要書

部名	くらし安心部	課かい名	防災対策課
事務事業名	関係機関との連携推進事業		

事業概要	<p>すべての職員が災害時に必要な災害応急対策活動が実行できるよう、各課の受援シートの見直しを行うとともに受援に関する訓練を実施することで受援計画の充実を図ります。</p> <p>また、市が円滑かつ迅速な復旧・復興活動が実行できるよう、協定の新規締結や既存の災害協定締結先との連携体制の構築・充実を図ります。</p> <p>その他、円滑な受援につながるよう災害時相互応援協定を締結している他市町等と訓練、意見交換等を実施し、災害発生に備えた連携体制の確認を行います。</p>
------	---

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>災害対策基本法        (円滑な相互応援の実施のために必要な措置)</p> <p>第四十九条の二 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し他の者の応援を受け、又は他の者を応援することを必要とする事態に備え、相互応援に関する協定の締結、共同防災訓練の実施その他円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置)</p> <p>第四十九条の三 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し物資供給事業者等（災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者その他災害応急対策又は災害復旧に関する活動を行う民間の団体をいう。以下この条において同じ。）の協力を得ることを必要とする事態に備え、協定の締結その他円滑に物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>

# 事務事業概要書

部名	くらし安心部	課かい名	防災対策課
事務事業名	地域自主防災活動促進事業		

事業概要	<p>地域防災活動の促進に向け、自主防災組織が整備する資機材等に対する補助の実施や地区が主催し実施する防災訓練への協力、自主防災組織活動マニュアルの作成支援、活動事例集の更新などを通じ、地域の防災活動の促進に向け継続的な支援を行います。</p> <p>また、地域の防災活動の中核を担う、防災リーダーに対する知識と技術の習得に係る研修会の開催や新たな防災リーダーの養成を行い、地域防災力の更なる向上を図ります。</p>
------	--

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>災害対策基本法条 (市町村の責務)</p> <p>第五条 市町村は、基本理念にのつとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。</p> <p>2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に發揮するよう努めなければならない。</p> <p>3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたつては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。</p> <p>(住民等の責務)</p> <p>第七条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのつとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。</p> <p>2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのつとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>3 前二項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのつとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するよう努めなければならない。</p>

事務事業概要書

部名	くらし安心部	課かい名	防災対策課
事務事業名	防災啓発事業		

事業概要	<p>すべての市民が災害時に必要な防災行動を実施することができ、災害に備え「自分の命は自分で守る」という認識を持って平常時の防災活動を実行しているようにするために、「防災意識の啓発」と「防災知識の普及」の相互の視点から、「意識変容」と「行動変容」を通じ、『市民の防災意識の醸成』を図っていきます。</p> <p>具体的な取組として、「ちがさき備えるフェア」「消防防災フェスティバル」などのイベントの開催、「学校防災教育」「市民まなび講座」などの講話や教育、「高潮ハザードマップの作成」による災害リスクの周知啓発などの取組を行います。</p> <p>このほか、令和5年度は関東大震災から100年の節目を迎えることから、関東大震災を踏まえた防災啓発事業を行います。</p>
------	--

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・災害対策基本法 (防災教育の実施)</p> <p>第四十七条の二 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努めなければならない。</p> <p>・水防法</p> <p>第十五条</p> <p>3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者(第十五条の十一において「住民等」という。)に周知させるため、これらの事項(次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。)を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。</p>

# 事務事業概要書

部名	くらし安心部	課かい名	防災対策課
事務事業名	防災情報市民伝達事業		

事業概要	<p>災害時にすべての市民が必要な防災活動を実行できるよう、情報伝達のあり方を検討するとともに、平常時から様々な情報媒体を適切に維持管理します。</p> <p>具体的な取組としては、市民の防災情報の取得方法等の傾向を把握し、今後の情報発信の在り方について検討を進めるためにアンケートを実施します。</p>
------	--

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>○災害対策基本法 (情報の収集及び伝達等)</p> <p>第五十一条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者(以下「災害応急対策責任者」という。)は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない。</p> <p>2 災害応急対策責任者は、前項の災害に関する情報の収集及び伝達に当たつては、地理空間情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項に規定する地理空間情報をいう。)の活用に努めなければならない。</p> <p>3 災害応急対策責任者は、災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対策の実施に努めなければならない。</p> <p>(市町村長の警報の伝達及び警告)</p> <p>第五十六条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知つたとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たつては、要配慮者が第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。</p>

事務事業概要書

部名	くらし安心部	課かい名	防災対策課
事務事業名	避難対策事業		

事業概要	<p>災害時にすべての市民が必要な防災活動を実行できるよう、避難情報の発令判断や情報伝達のあり方を検討します。</p> <p>小中学校をはじめとした災害時の避難所運営体制や運営方法を整理するとともに、様々な災害想定や市民の避難行動等を踏まえ、必要な避難所・避難場所の確保に向けた検討を進めます。具体的な取組としては、新たに「届出避難所」の検討を進めます。</p> <p>また、避難所に従事する拠点配備職員を対象とした研修や訓練を企画・実施し、職員の知識の向上、技術の習得を図ります。</p>
------	---

法的 実施根拠	あり
<p>災害対策基本法 (指定緊急避難場所の指定)</p> <p>第四十九条の四 市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定により指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者(当該市町村を除く。次条において同じ。)の同意を得なければならぬ。</p> <p>3 市町村長は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。</p> <p>(指定避難所の指定)</p> <p>第四十九条の七 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所(避難のための立退きを行つた居住者、滞在者その他の者(以下「居住者等」という。)を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民(以下「被災住民」という。)その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。)の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。</p> <p>2 第四十九条の四第二項及び第三項並びに前二条の規定は、指定避難所について準用する。この場合において、第四十九条の四第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「第四十九条の七第一項」と、前条中「第四十九条の四第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。</p> <p>3 都道府県知事は、前項において準用する第四十九条の四第三項又は前条第二項の規定による通知を受けたときは、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。</p>	

事務事業概要書

部名	くらし安心部	課かい名	防災対策課
事務事業名	要配慮者対策事業		

事業概要	<p>避難行動要支援者を始めとした要配慮者に対し、地域団体、事業者、市が連携して災害時や平常時の防災活動を実行していくために、避難行動要支援者制度の活用や実効性ある避難確保計画作成の取組を進めます。</p> <p>避難行動要支援者制度の活用に向けては、庁内外を含めた関係者との連携による支援体制の強化や特に支援が必要な人に対する避難支援の計画（個別避難計画）作成に向けた検討を進めます。</p> <p>また、要配慮者利用施設の避難確保計画については、計画作成や避難訓練実施の取組促進等、作成された計画に基づく避難の実効性確保のための取組を進めます。</p>
------	--

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・災害対策基本法 (個別避難計画の作成)</p> <p>第四十九条の十四 市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。</p> <p>(個別避難計画情報の利用及び提供)</p> <p>第四十九条の十五 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した個別避難計画に記載し、又は記録された情報（以下「個別避難計画情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。</p> <p>・水防法</p> <p>第十五条の三</p> <p>第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。</p>

事務事業概要書

部名	くらし安心部	課かい名	防災対策課
事務事業名	防災倉庫・資機材等整備管理事業		

事業概要	<p>大規模災害の発生に備え、防災資機材の整備・更新を行うとともに、台帳やシステムによる適切な維持管理を行います。</p> <p>また、防災資機材や備蓄食料等の保管場所となる防災倉庫についても適切な維持管理に努め、災害時に必要な資機材等を速やかに使用できるよう保管場所や保管環境を整理します。</p>
------	--

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>災害対策基本法 (防災に必要な物資及び資材の備蓄等の義務)</p> <p>第四十九条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又はその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。</p>

# 事務事業概要書

部名	くらし安心部	課かい名	防災対策課
事務事業名	厚木基地騒音対策事業		

事業概要	<p>厚木基地における航空機騒音問題の解消のため、県及び基地周辺9市の首長と議長等で構成する厚木基地騒音対策協議会のほか、各種会議を通じて関係機関に要請活動を行うとともに、基地問題に関する情報共有を図ります。</p> <p>また、騒音被害軽減のため、国が実施する住宅防音工事助成の斡旋を行います。</p>
------	--

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

# 事務事業概要書

部名	くらし安心部	課かい名	防災対策課
事務事業名	防災対策管理事務		

事業概要	防災対策、危機事態に資するさまざまな事業を行い、災害等が発生した際に円滑かつ迅速に活動できるよう事務を行います。
------	--

法的 実施根拠	あり
	<p>・災害対策基本法</p> <p>第五条</p> <p>2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に發揮するように努めなければならない。</p> <p>・水防法</p> <p>第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会(以下の条において「大規模氾濫減災協議会」という。)を組織するものとする。</p> <p>第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会(以下の条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。)を組織することができる。</p>
根拠法令 抜粋	<p>・武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (国、地方公共団体等の責務)</p> <p>第三条</p> <p>2 地方公共団体は、国があらかじめ定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に基づき、武力攻撃事態等においては、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する国民の保護のための措置を総合的に推進する責務を有する。</p> <p>・自衛隊法</p> <p>第九十七条 都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。</p> <p>2 防衛大臣は、警察庁及び都道府県警察に対し、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部について協力を求めることができる。</p>